

★ 広島県新型コロナウイルス感染症対策本部条例（条例第五号）（健康対策課）

一 制定の理由

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の制定に伴い、広島県新型コロナウイルス感染症対策本部に関し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 組織

広島県新型コロナウイルス感染症対策本部の組織及び本部長等の職務を定める。

2 会議

招集その他の会議運営について定める。

3 部

本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができる。

4 その他

その他新型コロナウイルス感染症対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

三 施行期日

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法附則第一条に規定する政令で定める日

★ 三川ダム管理条例（条例第六号）（農業基盤課）

一 制定の理由

土地改良法第九十三条の二第一項の規定に基づき、三川ダムの管理に關し必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 貯水、放流及び取水

知事は、三川ダムの貯水、放流及び取水については、水位、流況、利水の状況等を考慮して行うものとする。

2 点検及び整備

知事は、三川ダムを操作するために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つよう点検し、及び整備するものとする。

3 干ばつ時等における措置

知事は、干ばつ、洪水その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これらによる被害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。

4 気象及び水象の観測

知事は、三川ダムを操作するために必要な気象及び水象の観測を定期的に行うものとする。

5 監視

知事は、常に三川ダム及びその周辺の監視を行い、施設の保全、危険の防止等に努めるものとする。

6 委任

この条例に定めるもののほか、三川ダムの管理に關し必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第七号）（会計総務課）

- 一 改正等の理由
 手数料又は使用料の納付方法を見直すことに伴い、広島県収入証紙を廃止することから、関係条例の規定を整備し、及び関係条例を廃止することとした。
- 二 改正の内容等
- 1 一部改正する条例

条 例 名	改 正 の 内 容
広島県証紙等特別会計条例	広島県証紙等特別会計の経理に係る規定の整備
広島県証明事務手数料条例	手数料の納付方法に係る規定の整備
広島県税条例	手数料及び狩猟税の納付方法に係る規定の整備
公害紛争の処理に関する条例	手数料の納付方法に係る規定の整備
広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	
広島県立三次看護専門学校条例	
食品衛生に関する条例	
かきの処理をする作業場に関する条例	
広島県輸出生鮮冷凍かき処理業者登録条例	
興行場法施行条例	
広島県卸売市場条例	
広島県みつばち転飼条例	

2 廃止する条例

条 例 名	廃 止 の 理 由
広島県証紙条例	広島県収入証紙の廃止に伴う条例の廃止

三 施行期日等

- 1 施行期日
 平成二十五年十一月一日
- 2 経過措置
- (一) 証紙の売りさばきについては、平成二十六年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- (二) 広島県行政機関設置条例に基づき設置された行政機関等において処理する事務に

係る手数料等の徴収方法については、平成二十六年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(三) 売りさばきを受けた証紙は、(二)の行政機関等以外の県の機関において処理する事務に係る手数料の納付については平成二十六年十月三十一日までの間、(二)の行政機関等において処理する事務に係る手数料等の納付については平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

(四) 未使用証紙は、平成三十一年十月三十一日までの間に限り、これを返還して現金の還付を受けることができる。

(五) 証紙の売りさばき人に指定されている者は、買い受けた証紙を売りさばき人になくなった日以後遅滞なく返還しなければならない。

(六) 広島県収入証紙の売りさばき代金に関する経理については、なお従前の例により広島県証紙等特別会計において行うものとする。

★ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第八号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、次のとおり関係条例の規定を整理した。

条 例 名	内 容
<p>広島県障害者介護給付費等不服審査会条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。</p>

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（人事課）

一 改正の理由

国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに伴い、職員の退職手当の支給水準を、国家公務員に準じて引き下げるための改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の退職手当に関する条例本則の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を、次のとおり改定した。

現 行	改 正 案		
	一〇〇分の九八	一〇〇分の九二	一〇〇分の八七
	平成二五年四月一日から平成二六年三月三十一日まで	平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日まで	平成二七年四月一日から
一〇〇分の一〇四			

2 調整率の適用対象に、自己都合による退職者又は勤続期間二十年未満の退職者を含めた。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（人事課）

一 改正の理由

一般職の退職手当の見直し等を勘案し、知事、副知事、病院事業の管理者、教育長、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員の退職手当について、それぞれの支給率を引き下げるため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

退職の日における給料月額に在職月数を乗じて得た額に乗じる支給率を次のとおり改めた。

区 分	改正前	改正後
知事	一〇〇分の六五	一〇〇〇分の五五三
副知事	一〇〇分の四七	一〇〇〇分の三九九
病院事業の管理者及び教育長	一〇〇分の三〇	一〇〇〇分の二五五
常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員	一〇〇分の一五	一〇〇〇分の一二七

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（人事課）

一 改正の要旨

退職共済年金の支給開始年齢が平成二十五年度以降段階的に六十歳から六十五歳へと引き上げられること及び他都道府県等の制度の状況を勘案し、警察官について定めていた八月三十一日の定年退職日を廃止した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第十二号）（行政管理課）

一 改正の理由

事務事業の見直し等に伴い、職員定数（定員）を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

最少の経費で最大の効果を発揮し、県民サービスのより一層の向上を図るため、効率的な組織体制の整備、職員の業務能力の向上などの行政改革に取り組み、知事の事務部局の職員及び教育委員会の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、二二六人	四、一七一人	△五五人
教育委員会の事務部局の職員	三四九人	三四七人	△二人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の減少などに伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、二二三人	五、一七九人	△三四人
市町立学校県費負担教職員	一四、八四八人	一四、八二〇人	△二八人

3 広島県警察職員定員条例の一部改正

最近の治安情勢に対処するため、警察官の定員及びその階級別定員を次のとおり改正した。

区 分	改正前	改正後	改正による増減
警察官	五、一一五人	五、一二三人	八人
警部	三三〇人	三三一人	一人
警部補	一、四九四人	一、四九七人	三人
巡查部長	一、五四六人	一、五四八人	二人
巡查	一、五九四人	一、五九六人	二人

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（財政課）

一 改正の要旨

県と財団法人広島県教育職員互助組合の出えん関係の解消により、同法人が知事の調査等の対象となる法人に該当しなくなることから、当該調査等の対象外とするとともに、株式会社水みらい広島を当該調査等の対象とするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月二十二日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、地方消費税の税率を引き上げるなどの必要な改正を行った。

1 地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

(一) 平成二十六年四月一日から 六十三分の十七

(二) 平成二十七年十月一日から 七十八分の二十二

2 引用条項の整理を行う。

二 施行期日

1 一 1 (一) 及び一 2 の改正 平成二十六年四月一日

2 一 1 (二) の改正 平成二十七年十月一日

★ 広島県局設置条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（経営企画チーム）

一 改正の理由

港湾と漁港の管理及び整備を一元的に行うことにより、効率的かつ効果的な社会資本マネジメントの推進を図るため、組織機構の再編整備を行うこととし、必要な改正を行った。

二 改正の内容

改正前		改正後	
名称	分掌事務	名称	分掌事務
農林水産局	(一) 農業、林業及び水産業に関する事項 (二) 農林水産物資の流通に関する事項 (三) 漁港に関する事項	農林水産局	(一) 農業、林業及び水産業に関する事項 (二) 農林水産物資の流通に関する事項
土木局	(一) 道路及び河川に関する事項 (二) 都市計画（他局の主管に属する事項を除く。） (三) その他都市の整備に関する事項 (四) 住宅及び建築に関する事項 (五) 空港、港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事項	土木局	(一) 道路及び河川に関する事項 (二) 都市計画（他局の主管に属する事項を除く。） (三) その他都市の整備に関する事項 (四) 住宅及び建築に関する事項 (五) 空港、港湾、漁港その他土木に関する事項

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十六号）
（市町行財政課）

- 一 改正の理由
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容
1 市町が処理する事務に追加したもの

事 務	対 象 市 町
公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、土地を譲渡しようとする場合の届出の受付等	府中町

- 2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第十七号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

母子保健法の一部が改正され、養育医療の給付に要する費用の徴収事務が県の事務でなくなることに伴い、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務から当該徴収事務を除くため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
(条例第十八号)(こども家庭課)

一 改正の要旨

国から交付された住民生活に光をそそぐ交付金を財源として事業を行うことができる期間が終了することに伴い、広島県安心こども基金及び広島県自殺対策緊急強化基金への当該交付金相当額の積立てを廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年六月一日

★ 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例の一部を改正する条例（条例第十九号）（医療政策課）

一 改正の要旨

広島県災害拠点病院等耐震化整備基金に積み立てた額のうち、事業に充てる予定がない額について国から返還を求められたことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月二十二日

★ 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（
条例第二十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

広島県立障害者リハビリテーションセンターを構成する施設として宿泊施設を整備することに伴い、当該施設の利用料金を定めるなど、必要な規定を整備した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）
（障害者支援課）

一 改正の要旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による改正前の障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業を継続することができるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県介護職員処遇改善等基金条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（介護保険課）

一 改正の要旨

国から介護職員処遇改善等臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県介護職員処遇改善等基金の事業のうち、介護職員の処遇改善に係る費用を助成する事業が終了することに伴い、同基金の名称及び目的を改正した。

二 施行期日

平成二十五年五月一日

★ 広島県緊急雇用対策基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（雇用基金特別対策プロジェクト・チーム）

一 改正の要旨

国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金による基金事業のうち居住の安定の確保等を目的とする事業の実施期間が平成二十六年まで延長されることに伴い、広島県緊急雇用対策基金を引き続き当該事業の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年三月二十二日

★ 広島県道路占用料徴収条例及び広島県関係警察手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）（道路河川管理課）

一 改正の要旨

道路法施行令の一部改正などに伴い、次の条例に定める占用料及び手数料を改正するなど必要な改正を行った。

1 広島県道路占用料徴収条例

道路法施行令の一部が改正され、道路を占用できる物件として新たに太陽光発電設備等が追加されたことに伴い、太陽光発電設備等の道路占用料を定めるなどの改正を行った。

2 広島県警察関係手数料条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、遊技機変更承認申請手数料の額を改定するなどの改正を行った。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

港湾の利用の促進を図ることを目的として、広島港及び福山港の港湾施設の係船料又は使用料について、次のとおり軽減措置を講じるなど所要の改正を行った。

- 1 広島港出島地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十六年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
- 2 福山港箕沖地区の国際コンテナターミナルに係る係船料又は使用料について、平成二十八年三月三十一日まで軽減措置を延長した。
- 3 荷役機械使用料の算定単位を一時間までことから三十分までごとに変更した。

二 施行期日

平成二十五年三月二十二日。ただし、一3については平成二十五年五月一日

★ 広島県マリナー条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（港湾振興課）

一 改正の要旨

広島観音マリナーにおける大型艇の利用に供する海上艇置施設の整備に伴い、海上艇置施設及びビクター用海上艇置施設に係る利用料金を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

1 ビクター用海上艇置施設の利用料金に係る改正 平成二十五年五月一日

2 1以外の改正 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立福山北特別支援学校の移転に伴い、同校の位置を改めた。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（労働委員会）

一 改正の要旨

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名等を改正した。

二 施行期日

平成二十五年四月一日

★ 広島県妊婦健康診査支援基金条例を廃止する条例（条例第二十九号）（健康対策課）

一 廃止の理由

国から妊婦健康診査臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県妊婦健康診査支援基金の事業が終了することに伴い、広島県妊婦健康診査支援基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十五年六月一日

★ 広島県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止する条例（条例第三十号）（健康対策課）

一 廃止の理由

国から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付を受けて設置された広島県ワクチン接種緊急促進基金の事業が終了することに伴い、広島県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成二十五年六月一日

★ 広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第三十一条）（土木総務課）

一 改正の理由

国の緊急経済対策に伴い実施する県の建設事業のうち、広島県建設事業負担金条例に基づき市町に負担金が発生するものについて、当該負担金を徴収しないこととするため、必要な規定を追加した。

二 施行期日

平成二十五年三月二十二日